

改正案	現行規格
<p>SGEC 運用文書「3」-1</p> <p>「SGEC 文書 3」の「基準 5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手順(改正案)</p> <p>1 方針</p> <p>アイヌの人々が居住している地域の森林管理に当たっては、アイヌ民族が独自の文化とアイデンティティを持つ先住民族であるとの認識のもと、森林に係るアイヌ文化を尊重することを基本とし、「独立国における原住民及び種族民に関する条約 (ILO 第 169 号)」及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の関連条項を尊重するとともに、「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際法並びに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」等の国内法の関連条項を遵守し、国際的及び国内的な一般慣行が認められ、生成若しくは生成されつつある慣習法における権利にも十分留意しつつ、FPIC (自由意思による、事前の十分な情報に基づく合意) に従い、アイヌの人々の地域組織と協議を行うこととする。</p> <p>2 認証審査プロセス</p> <p>「基準 5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査においては、以下のプロセスにより、森林管理者が FPIC に従って公正に説明・協議を実施しているかを確認する。</p> <p>(1) 森林の管理者(以下「森林管理者」という。)は、当該地域に所在するアイヌの人々の地域組織をステークホルダー(利害関係者)として特定しなければならない。</p> <p>地域組織の特定に当たっては、関係市町村や北海道アイヌ協会等の関係団体に照会する等、必要な調査を実施しなければならない。</p> <p>(2) 森林管理者は、前項で特定されたアイヌの人々の地域組織に対し、認証を取得する森林における立木の伐採、林道開設等の計画について、説明会若しくは通信手段等により説明し、協議しなければならない。また、森林管理者は、当該森林の管理に当たって、以下の事項について特に配慮しなければならない。</p> <p>① 当該森林内における狩猟、染料や食料とする草木採取等、アイヌの人々の慣習の保全。</p> <p>② 当該森林内におけるチノミシリ(祈りの場)等、アイヌの人々の心のよりどころとなっている場所の保全。</p> <p>③ その他当該森林に係るアイヌ民族の文化、慣習等の保全。</p>	<p>SGEC 運用文書「3」-1 2016年10月14日制定</p> <p>「SGEC 文書 3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順</p> <p>SGEC 文書 3 の「基準 5-1-5」の運用に当たって、具体的な認証審査手順は次による。</p> <p>1 北海道内に所在する森林の管理者(以下「森林管理者」という。)は、森林認証を取得するにあたって、当該地域に所在するアイヌの人々の地域の組織をステークホルダー(利害関係者)として特定しなければならない。</p> <p>この場合、森林管理者は、北海道内アイヌの人々の地域の組織について、必要に応じて関係市町村、北海道アイヌ協会等関係団体より情報を得た上で対応する。</p> <p>2 森林管理者は、森林認証を取得に当たって、前「1」項で特定されたアイヌの人々の地域の組織に対して、FPIC に従い、説明会若しくは通信手段等を用いて当該森林の管理について意見を聴き、協議を行わなければならない。</p>

## 資料 2

<参考資料> 北海道教育委員会

- ・国の指定・選定文化財一覧、北海道、市町村指定文化財一覧
- ・アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧
- ・アイヌ民族の遺跡リスト
- ・(2) の配慮すべき事項に関係のあるその他のアイヌ関係資料

(3) 前項の協議がまとまらない場合は、市町村等の関係機関に助言等を求めると共に、必要に応じて現地調査、文献調査等を実施して補足説明を行う等、協議が公正にまとまるよう努めなければならない。

(4) 森林管理者は、アイヌの人々の地域組織との協議について、内容及び経緯を書面に記録し、保存しなければならない。なお、必要に応じて、双方が確認した書面を作成しなければならない。

注意書 1 : 本審査手順は、今後についても、認証審査状況を踏まえつつ更に検討することとする。

3 森林管理者は、前「2」項の協議に当たっては、IL0169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に規定する先住民の権利等について十分に理解し、これを尊重しつつ、また、「人種差別撤廃条約」等を遵守しつつ、必要な対応を行い、公正な解決を図るよう努めなければならない。  
この場合、次の事項に十分配慮しなければならない。

▽アイヌの人々の伝統的、文化的、慣習に基づく諸権利の保護  
▽アイヌの人々の歴史的、人類学的、文化的及び精神的に重要性を有する場所の保護

4 森林管理者は、前「1」項から同「3」項の規定に基づき、アイヌの人々の地域の組織を特定し、その者から意見を聴き、協議を行った経過について、記録しておかなければならない。

注意書 1 : 本審査手順は、今後、SGEC文書3の基準5-1-5の「注意書1及び2」に基づき、認証審査状況を踏まえつつ更に検討することとする。

## 資料 2

<p>(参考)</p> <p>PEFC ST 1003:2010</p> <p><b>PEFC国際規格</b> 持続可能な森林管理－ 要求事項</p> <p style="text-align: right;">2010年11月26日</p> <p>5.6.4 森林管理行為は、権利所有者による自由で、事前の、そして正しい情報を得た上での同意（インフォームドコンセント）なしには侵害をしてはならないILO 条約169 号および先住民族の権利に関する国際連合宣言などに記述される確立された（当てはまる場合は弁償の提供も含む）法的、慣習的、伝統的な諸権利を認めた上で、実行しなければならない。権利の範囲がまだ解決されていない、または、紛争中である場合は、正当で公正な解決の工程が決められていること。その様な場合、森林管理者は、当面の措置として、認証に関わる政策や法律が定める工程、役割および責任を尊重しつつ、関係者が森林管理上の意思決定に有効な参加ができる機会を提供しなければならない。</p>	<p>(参考)</p> <p>アイヌ関連森林管理認証規格（抜粋）</p> <p>5-1-5森林管理者は、日本列島北部周辺とりわけ北海道に先住するアイヌの人々に関し、言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下で、地域の森林管理の立場から、ILO169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を尊重し、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（以下「アイヌ文化振興法」という。）」及び人種差別撤廃条約を遵守するとともに、「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会の報告書（以下「報告書」という。）」に基づくアイヌ政策の推進に配慮しなければならない。</p> <p>北海道にあっては、アイヌの人々が居住する地域の森林管理者は、ステークホルダー(利害関係者)であるアイヌの地域の組織に対し、当該森林の管理について、FPICに従い、説明会若しくは通信手段等を用いて意見を聴き、協議する手順・仕組みを持たなければならない。また、協議については、前記国際条約及び国際宣言等を尊重・遵守しつつ、公正な解決を図るための手順・仕組みを併せて持たなければならない。</p> <p>この場合、北海道内のアイヌの地域の組織については、必要に応じて関係市町村、関係団体等で情報を得た上で対応することとする。</p> <p>注意書 1：本基準の運用に当たっては、PEFCの規準文書に準拠するとともに、本基準で規定する「尊重」と「遵守」について、その軽重に差異を付けるものではない。</p> <p>注意書 2: <b>FPIC</b>: Free, prior and informed consent (自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意)</p> <p>注意書 3: アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指して、1997 年に「アイヌ文化振興法」が制定された。また、人種差別撤廃条約をはじめとする国際人権条約の趣旨を基に、2007 年に国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP)」、2008 年に衆議院及び参議院の本会議で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、政府内に「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を設置され、2009 年7月に取りまとめられた報告書では、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づき、今後のアイヌ政策を展開することとされた。さらに、2009年12 月には、同報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、政府内に「アイヌ政策推進会議」が設置されたところであり、現在、政府において、これらの経緯を踏まえアイヌ文化の振興・普及啓発及びアイヌの人々の生活向上に主眼を置いた施策が推進されている。</p>
---	--